

重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	医療法人美湖会 居宅介護支援事業所 ウイケア
所在地	茨城県石岡市行里川 12951-1
代表者職及び氏名	管理者 山口 暁子
事業者指定番号	0870501228
電話番号・FAX番号	0299-56-2532 (FAX)0299-56-2534 (携帯)090-8652-2123
サービス提供する地域	石岡市・小美玉市・笠間市・かすみがうら市

(2) 職員体制

職種	員数	勤務体制
介護支援専門員	1名以上	常勤

(3) 営業日及び休日

営業時間	月曜日～金曜日 午前8時35分～午後17時00分 土曜日 午前8時35分～午後12時30分
休日	日・祝祭日・年末年始

2 事業所の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮して援助に努めるものとする。

- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の事業者に偏ることがないように、公正中立に行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の福祉、保険、医療サービスの綿密な連携に努めるものとする。
- ⑤ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めるものとする。

3 介護支援専門員の役割及び支援の提供方法・内容

当事業所は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適切なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行う等、その他必要な便宜を図ります。業務内容は以下のとおりです。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族との面会相談を行います。そこでの情報や希望を基に居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービス計画作成にあたっては、適切な方法により、利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ② 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、
 - ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
 - ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明をし、選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、又は照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は、家族に説明し、文書により利用者の同意を

得ます。

- ⑤ 居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。
- ⑥ 利用者の状態に変化があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請等、必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更など必要な支援を行います。
- ⑦ 利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
- ⑧ 定期的な訪問を行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
- ⑨ 虐待等が疑われる利用者を確認した場合、速やかに市町村または地域包括支援センターの、高齢者虐待窓口に相談・通報する義務があります。またサービス事業所などと連携を取りながら対応を検討していきます。

4 利用料金

居宅サービス計画の作成は、原則として介護保険から負担されますので、利用者の負担はありません。

要介護 1	1,086 単位	・ 初回加算 (300 単位) ・ 入院時情報連携加算 I (250 単位) ・ 入院時情報連携加算 II (200 単位)
要介護 2		
要介護 3	1,411 単位	・ 退院・退所加算 I1(450 単位) ・ 退院・退所加算 I2(600 単位) ・ 退院・退所加 II 1(600 単位) ・ 退院・退所加算 II 2(750 単位) ・ 退院・退所加算 III (900 単位) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (300 単位) ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (300 単位) ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (200 単位) ・ ターミナルケアマネジメント加算 (400 単位) ・ 通院時情報連携加算 (50 単位)
要介護 4		
要介護 5		

※1 単位 10 円になります。

5 秘密保持

事業所の介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を第三者に漏らしません。

6 苦情申立窓口

- (1) 当事業所のサービスについて、ご不明点や疑問、苦情がございましたら、下記の担当者までお気軽に相談ください。

担当部署：居宅介護支援事業所 ウイケア
担当者：山口 暁子
電話番号：0299-56-2533
受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 35 分～午後 17 時 00 分
土曜日 午前 8 時 35 分～午後 12 時 30 分

- (2) 公的機関受付電話窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

茨城県国民健康保険団体連合会 電話番号：029-301-1567	石岡市役所高齢福祉課 電話番号：0299-23-1111
小美玉市 介護福祉課 電話番号：0299-48-1111	かすみがうら市介護長寿課 電話番号：0299-56-2312
笠間市高齢福祉課 電話番号：0296-77-1101	

7 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は、協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

8 個人情報利用

- (1) 使用する対象者

- ・利用者の主治医
- ・サービス提供を行う事業者の担当者

- (2) 使用する個人情報

- ・認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果その他介護認定に関わる必要最小限の情報。
- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他居宅介護支援に関わる必要最小限の情報。

私（利用者及びその家族）の個人情報については、居宅サービスに沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者の連絡調整において必要な場合に限り使用する事に同意します。

同意します

同意しません

令和 年 月 日

契約にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 居宅介護支援事業所 ウイケア

<住所> 茨城県石岡市行里川 12951-1

<代表者名> 岩瀬 剛

印

サービスの契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>

印

代理人

<住所>

<氏名>

印